

庭野平和財団 NPF プログラム “緊急助成”

概 要

1. 趣旨：

今回の新型コロナウイルス感染拡大に際し、緊急的に求められる支援活動に対する助成

2. 対象：

- a. 日本国内の組織（NGO・NPO・任意市民組織等）を対象とします。
（*法人格の有無は問いません）
- b. 今回の新型コロナウイルス感染拡大前から課題や困難を抱えていた方々に対して継続的な支援活動を行ってこられた組織のみを対象とします。
（*新型コロナウイルス感染拡大に伴い新規に創設・活動された組織は対象となりません）

上記の a と b の両方を満たした上、特に以下のいずれかに該当する組織や活動を支援します。

- ① 新型コロナウイルス感染拡大の影響で生活が困窮し、緊急支援が必要な社会の中で脆弱な立場や状況にある人々（例：路上生活者、外国人労働者、非正規労働者、障がい者、生活困窮家庭、子ども、高齢者、困難を抱えるシングルペアレント等）を継続的に支援している比較的小規模の組織、団体。
- ② 開発途上国での新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動、新型コロナウイルス感染拡大の影響で生活が困窮し、緊急支援が必要な社会的弱者への支援をすでに行なっている比較的小規模の現地の住民組織、団体などと協力して行なう活動〔消毒液等の医療物資支援や感染拡大防止のための意識啓発活動〕を実施、或いは計画している日本の組織、団体（いわゆる国際協力 NGO、NPO）。
- ③ 上記を含め、新型コロナウイルス感染拡大により、2020年度の通常活動の継続的な実施が困難になったため、緊急に支援が必要になった組織、団体。

3. 助成費目：

- ・ 食料や生活必需品、マスクや消毒薬等の物資の購入費用、感染予防に関わる費用や生活維持のための費用等。
- ・ 2020年度の通常活動を実施するために必要な組織基盤の維持にあたる人件費等の費用の一部。
- ・ その他、コロナ禍において有効と考えられる活動の費用

4. 助成のための予算総額

1000 万円（予定）

なお、宗教法人立正佼成会「一食平和基金」様よりご寄付を頂戴しました。

5. 助成上限額（1 案件あたり）：

上記対象の①と②に該当する組織や活動に 50 万円、同③に 100 万円。

6. 審査方法

ご相談を受け付けています。以下の宛先までご相談下さい。ご相談を受けた内容に対し、すぐに審査を実施し、審査結果をお伝えします。財源に限りがあり、また、必要とされる内容であっても本財団の趣旨や優先順位によりお受けできない場合もありますこと、あらかじめご了承下さい。

対象になると判断した場合のみ、本財団より所定の申請書をお送り致します。

申請書に対して本財団の助成のための委員会により審査を行い、採択、非採択を決定します。

【ご相談・問い合わせ】

ご相談やお問合せは下記のメールアドレスにお送りください。本財団はコロナ対策の在宅勤務体制下であり、お電話での受付は行っておりません。ご了承下さい。

npf.covid.sos@npf.or.jp （* info@npf.or.jp ではありませんのでご注意ください）

以上